

扶 養 の 申 立 書 (普通認定期限満了者用)

1. 認定を受けようとする方について

氏 名	生 年 月 日	年 齢	同居・別居の別	配偶者の有無
	平成 年 月 日		同居・別居	1. 有 2. 無 (死亡 ・ その他)

※ 組合員と別居の場合記入してください。

別居先での同居人の有無	金銭支援の有無及び金額
1. 有 (同居人と組合員の続柄) 2. 無	1. 有 (円/月) 2. 無

※ ~~退職を理由として認定を受けた (受けようとする) 場合に記入してください。~~

退 職 日	雇用保険の支給について
年 月 日	1. 雇用保険の支給終了 (終了日 年 月 日) 2. 受給権を放棄している 3. 給付制限期間中である (支給開始予定日 年 月 日) 4. その他 ()

認定を受けようとする方の収入の有無 (収入の種類と見込み額) ※ 必ず記入してください。

種 別	有 無	見 込 額	備考 (算出方法・根拠を記入して下さい)
1. 老齢 (退職) 年金	有 ・ 無	円	
2. 遺族年金	有 ・ 無	円	
3. 障害年金	有 ・ 無	円	
4. 個人年金 ・ 財形年金等	有 ・ 無	円	
5. 給与 (アルバイト含む)	有 ・ 無	円	
6. 株式 ・ 投資信託等	有 ・ 無	円	
7. 雇用保険	有 ・ 無	円	
8. その他 (不動産・営業等)	有 ・ 無	円	
合 計 (必ず記入してください。)		円	

2. 家族構成について (注) 認定を受けようとする方についても記入してください。

続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	同居・別居の別		現 住 所
				前 年 度	当 年 度	
組合員						

3. 扶養しなければならない事情 (必ず記入してください。)

(認定対象者の状況、別居している場合にはその理由及び送金方法等を具体的に記入してください。)

(別紙へ記入可)

上記のとおり相違ありません。

公立学校共済組合三重支部長 様 所 属 所 名

令和 8 年 4 月 日 組 合 員 氏 名

被扶養者特別認定申請（普通認定期限満了者の認定区分変更）提出書類一覧

提出書類	備 考
被扶養者特別認定申請書 ※1	共済組合の様式です。扶養手当用と間違わないようご注意ください。
扶養の申立書 ※1	
【組合員以外に扶養義務者がいる場合】※2	扶養義務者の所得証明書（原本）※3
扶養義務者の収入額が確認できるもの	扶養義務者の収入が確認できるもの（非課税収入も含む）
【認定対象者に収入がある場合】 向こう1年間（今年4月から来年3月まで）の総収入が確認できるもの	【アルバイト等をしている場合】 給与支払見込証明書
	【障害年金を受給している場合】 年金振込通知書の写し
	その他収入を証明するもの（非課税の収入も含む）
【組合員と認定対象者が別居している場合】※6 送金事実が確認できるもの（通帳の写しなど）※7	勤務先で作成されたもの。月額及び年額（総支給額）が必ず記載されていること。 最新の年金額が分かるもの。年金以外にも給付金を受給している場合は、その額が分かるものもご提出ください。 確定申告書（収支内訳書を含む）の写しなど。
【日本国内に認定対象者の住民票がない場合】 国内居住要件の例外事由を確認できる書類 ※8	通帳の写しの場合は口座名義人が確認できる部分も必要。手渡しの場合に限り被扶養者からの申立書でも可。 既に共済組合へ申告済みの方は省略可。

※1. 用紙については、公立学校共済組合三重支部のホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）からダウンロードすることができます。

※2. 対象の被扶養者が子の場合、その両親が扶養義務者となり、両親のうち収入の多い方の扶養に入っていただくことになります。

※3. 組合員の配偶者より、組合員の収入の方が多いことを確認するため、組合員と組合員の配偶者の所得証明書等をご提出ください。

ただし、組合員の配偶者が既に組合員の扶養に入っている場合や、夫婦共に公立学校共済組合三重支部の組合員である場合は不要です。

配偶者の総収入より組合員の給与収入の方が多く場合は、組合員は所得証明書でなく源泉徴収票の写しをご提出いただければ構いません。

※4. 事業所得とは、営業、不動産、農業、漁業、山林所得または株式配当などを指します。

※5. 所得証明書の額に大きな変動があり、扶養義務者の収入が逆転する場合、それを証明する書類も必要です。（復職・離職辞令や年金証書の写しなど）

※6. 住民票上の住所ではなく、居所（実際に住んでいる住所）で別居か同居かを判断します。

※7. 複数回送金していることが確認できるものをご提出ください。

※8. 国内居住要件の例外事由を確認できる書類とは以下のものを指します。

例外該当事由	添付書類（次のいずれか）
① 外国に一時的に留学する方	査証（ビザ）または外国の学校に在籍していることが確認できるもの（学生証、在学証明書または入学証明書等の写し）
② 外国に赴任する組合員に同行する方	査証（ビザ）、組合員の海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で長期に渡り渡航する方	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる方	個別に判断しますのでお問い合わせください。

（注）転居しており、共済組合にその旨を届け出していない場合は「記載事項等変更申告書」をご提出ください。住民票を移していなくとも対象者が進学等で別居している場合は別居先の住所を申告していただく必要があります。

認定を受けようとする家族や他の扶養義務者の現況等によっては上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。